

社会資本整備総合交付金等にて支援

事業概要

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

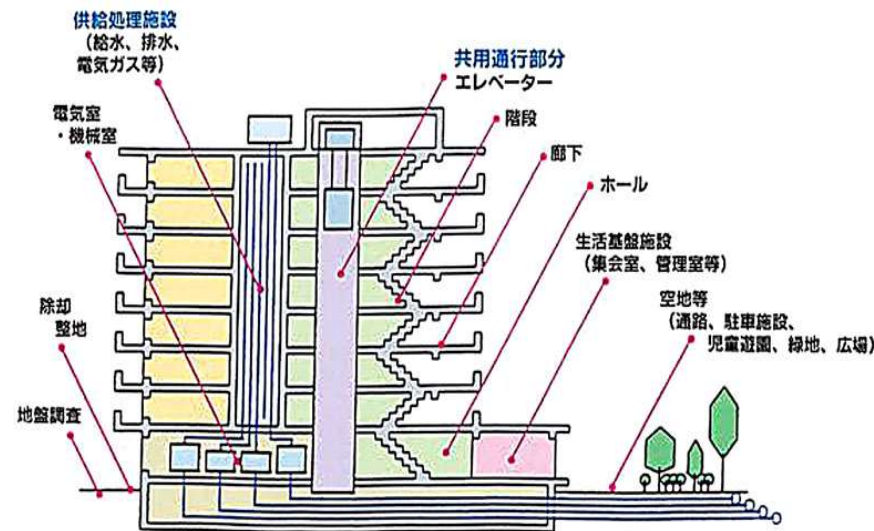
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3

〔 長期優良住宅の整備を含む場合は、
国:2/5、地方:2/5、民間:1/5 〕